

地方創生・地域未来戦略の実現及び東京一極集中の是正に向けて

我が国では、本格的な人口減少社会に突入し、特に地方においては、出生数の減少に加え、若年層を中心とする人口流出によって、人口減少が急速に進行している中で、我が国の持続的な発展と競争力の強化のためには、「東京一極集中の是正」という日本全体の構造的な課題を解決し、若者・女性にも選ばれるような一人ひとりが「輝く」地域社会を創造していかななくてはならない。

過度な東京一極集中は、単に地方の人口減少につながるだけでなく、イノベーションの促進に必要な多様性の確保、大規模災害時の大学、企業、政府機関等のリスク分散や、超過密により悪化する生活環境の改善といった観点からも、必ず是正しなければならない問題である。

これまで地方創生の実現に向けて、政府関係機関・研究機関の地方移転や企業の地方拠点強化などによる地方への移住・定着の推進取組を進めてきたが、東京圏への一極集中の流れを変えるには至っておらず、東京一極集中は依然として大きな課題となっている。

こうした中、国においては昨年12月に、地方創生の実現に向けて新たな総合戦略を策定されたところであり、中国地方知事会としても国と一丸となり、地方創生・地域未来戦略の実現に向けてそれぞれの地域の特長を生かしながら独自性ある施策を積極的に進めていくとともに、地域活性化の促進や防災リスクの低減に繋がる東京一極集中の是正に向け、国において積極的な取組の展開を求める。

1 地方創生・地域未来戦略の実現に向けた戦略的な施策の推進

深刻化する人口減少問題に、国が責任を持って戦略的に挑戦し、日本社会のあり方を大きく変える地方創生の実現に向け、

- ・内閣に設置された「人口戦略本部」のもと、国と地方とが十分なコミュニケーションを図り、現場と緊密に連携して人口戦略を展開するとともに、少子化の原因や政策の効果等について専門家や実務者も交え客観的なデータに基づく分析・検証を行い、実効ある人口戦略をスピード感をもって強力に推進すること。また、その推進に当たっては、国や地方団体のみならず、経済界・労働界・社会福祉団体・教育機関をはじめ産官学金等各界各層の国民と広く連帯した強力な推進体制を構築し、真に効果的な施策等を展開すること。
- ・若者や女性にも選ばれる地域社会の構築、企業・大学の地方への分散、農

林水産業を含めた高付加価値創出型経済への移行、賃上げに資する環境整備など、人口減少問題の構造的課題解決に向けて、人口流出に歯止めをかけ、地方への人の流れをつくる社会減対策、地域間格差のない子ども・子育て対策等の自然減対策、持続可能な地域づくりを地方との適切な役割分担により強力に推進すること。

- ・東京一極集中の是正は、地方にとって人口流出の歯止めとなるだけでなく大都市における超過密の解消にも寄与するもので、双方においてメリットがあり、かつ、出生率の低い地域から高い地域へ若者が移動することにより、日本全体の出生数の増加にも寄与するものであることを、広く国民に周知していくこと。
- ・地方創生の交付金をはじめとする地方創生関連予算の拡充など、地方創生の実現に向けて大胆かつ強力な対策を講ずること。
- ・経済・雇用面での地域の持続性を確保するためには、産業・観光等の分野において付加価値・競争力を高めていくことが重要であることから、都道府県域を超えた広域の単位で多様な主体と連携して取り組む広域リージョン連携の推進に対して、財政的な支援の拡充や規制・ルールの見直しによる支援を講ずること。また、支援策については、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度設計とするとともに、地方公共団体等の予算編成時期を十分に考慮したスケジュールとすること。
- ・国の公務部門における正職員の短時間勤務拡大の検討に合わせて、会計年度任用職員についても地域の実情に応じた短時間正職員化を含めたあり方の見直しを行うこと。

2 過度な東京一極集中を是正するために

(1) 企業の地方分散

企業の地方移転促進実現のため、企業等の地方移転に向けた具体的なK P Iを設定するなど適切に進捗管理を行い、効果が発現していない施策については迅速に見直すなどの措置を講ずるとともに、

- ・雇用促進税制のオフィス減税への一本化により、地方移転へのインセンティブが減少しないよう、必要に応じて制度の見直しについて検討すること。
- ・集中移転期間を設定の上、東京圏から地方へ本社機能に移転した企業に対する国による移転促進交付金制度を創設すること。

- ・地方への本社機能移転をより一層促進するため、大都市と地方の法人税に差を設けるなど思い切った税制措置を講ずること。
- ・東京圏から地方へ移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設すること。
- ・企業のみではなく、移転を共にする従業員に対しての移住支援制度を創設すること。
- ・東京圏の人材を地方に呼び込むため、地方におけるサテライトオフィスをはじめとしたビジネス拠点の整備を支援すること。
- ・そのほか、地方移転のインセンティブが働くよう、大胆かつ積極的な取組を立案し、東京一極集中の是正に効果的な対策を講ずること。
- ・地方の産業の特性や強みを踏まえた、地方に対する戦略的かつ大規模な投資を促進するとともに、産業を支える人材を確保するため、東京圏からの人材の呼び込みと地方への定着を促進する取組の抜本的強化を図ること。

（２）大学の「東京一極集中」の是正と実現

大学への進学や就職をきっかけとした若者の人口流出に歯止めをかけるため、

- ・企業移転にもつながる地方大学の研究力強化などへの支援や若者の雇用創出につながる地方の取組に対する支援を継続・充実させるとともに、地方就職学生支援金について地域の実情を踏まえて、支援対象者の要件となっている大学等の所在地を拡充するなど、制度を見直すこと。
- ・大都市に集中している大学・研究施設の地方移転を重点的に進めること。
- ・企業と大学等の壁を越えて、卓越した人材が活躍できるクロスアポイントメント制度や教員へのインセンティブ制度の導入によって産学連携を推進し、地方大学の魅力向上を推進すること。

「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」に基づく東京 23 区の収容定員増抑制については、令和 10 年 3 月 31 日までの時限措置とされているが、東京一極集中に歯止めがかからない現状を踏まえ、この制度を継続すること。

また、デジタル人材育成に係る東京 23 区定員増加抑制の例外措置についても、その効果を十分に検証した上で、必要性について慎重に検討すること。

(3) 「地方」への移住・定住、「関係人口」の創出・拡大

過度な東京一極集中の是正を図り、「関係人口」の創出・拡大や地方への移住・定住を進めるため、

- ・東京圏から地方への具体的な移住促進計画等を国が自ら率先して策定し、着実に実行するよう取り組むこと。
- ・国と地方で取り組むべきことを明確化するとともに、これまでの取組の転出入への影響について、効果検証を行い、早急に必要な見直しを図ること。
- ・若者の転出につながる大都市と地方との実質賃金の格差是正に取り組むこと。
- ・地方で暮らすことに対する若者の意識改革に向け、高校生の地域留学の取組の推進など、若者が地方生活を体験する取組を進めること。
- ・子どもたちが大学等へ進学するまでに、県内企業を知り、地域で働く社会人の姿を見て地域への愛着を高めるなど、地方へのUターン就職・転職の動機付けとなる取組に対する支援を行うこと。
- ・マスメディアやソーシャルメディア等の活用により、地方志向へと価値観を大転換するような機運醸成を積極的に進めること。
- ・適切な分散と適切な集中を実現する「適散・適集社会」の構築に向けて、地方移住等を伴う遠隔勤務（転職なき移住）を含む場所や時間にとらわれないテレワーク、ワーケーションなどの働き方を、都市部と地方とのマッチングや税制優遇等の財政支援の拡充、企業経営者や労働者に対する機運醸成等により推進すること。
- ・ふるさと住民登録制度の創設にあたり、登録者にとって制度活用のインセンティブが働くような制度設計となるよう、登録を促進するための情報発信や自治体が登録者に対して供する行政サービス等に要する経費など、十分な財源措置も含めた支援等を講ずること。

(4) 新しいビジネス様式に向けた環境整備

ギグエコノミーや店舗のバーチャル化などの地理的制約を超えた新しいビジネス様式に対応するため、働き手の能力やスキルの向上支援などとともに、働き手と企業が対等に安心して仕事を進めていく上での環境を整備するために、これらに適応した契約や労働に係る法制度及び社会保障制度の在り方を検討すること。

(5) 地方分権改革の推進

地方分権一括法の成立から 20 年を超えるこれまでの取組により、地方分権改革は着実に進展してきたが、未だ残された課題も多く、真の地方創生に向けて、地方が創意工夫しながら自らの発想で独自の施策が講ぜられるよう、

- ・ 憲法改正に向けた議論を行う場合には、第 8 章「地方自治」の改正の検討など地方分権改革の実現を見据えた議論を行うこと。
- ・ 国の事務を、国家としての存立に関する役割などに限定した形で国と地方の役割分担を抜本的に見直し、権限の移譲や地方自治の基盤たる地方税財源の充実、税源の偏在是正を更に推し進めること。
- ・ 地域の実情に合った施策の実施が可能となるよう、「従うべき基準」をはじめとする義務付け・枠付けの緩和、法令の統廃合や簡素化などにより過剰過密な法令を見直し、自治立法権の拡充・強化を図ること。
- ・ 国の地方公共団体に対する補充的な指示については、衆・参両院の総務委員会の附帯決議を十分に踏まえ、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがないように、必要な限度において行使することとし、事前に地方公共団体と適切な協議・調整を行うこと。
- ・ 法令等に基づく計画策定事務については、内閣府が策定した「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」に従って、計画等の策定を求める法令の規定や通知等は原則として新たに設けないこととし、引き続き制度的な課題として、計画策定等を規定する法令等の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合などの見直しを行うこと。
- ・ 国と地方のパートナーシップを強化するとともに、互いに協力して政策課題に対応していく観点から、協議の質を充実させるため、「国と地方の協議の場」に分野別の分科会を設置するなど、立法プロセスや国の政策決定に地方の意見を反映する仕組みを強化すること。
- ・ 国から地方への権限移譲や地方に対する義務付け・枠付けの見直しについて、全国一律による対応を基本としつつ、「ハローワーク特区」のように実証実験的な権限移譲等を認めることとし、例えば広域連合の活用など、「地方分権改革特区」の導入を大胆に推進すること。
- ・ 昨年から旅券の電子申請が本格的に開始されたが、申請者にとってマイナポータルによる電子申請の操作手順が煩雑でわかりにくいほか、旅券窓口においても電子申請を処理する際に必要な領事業務情報システムの通信に時間を要するなど、手続面の負担がかえって増加している。こうした申請者及び窓口職員双方の負担を解消するため、国に

において都道府県の事務の実態や意見を十分に把握した上で、電子申請システムの操作手順を簡便でわかりやすくするとともに、領事業務情報システムの処理時間を短縮するなど、申請者の利便性の向上と旅券窓口の事務負担の軽減が図れるような制度設計及びシステム改修を行うこと。

(6) 全国統一の人口移動統計調査の実現に向けた取組

首都圏への人口集中や地方創生の課題解決のためには、全国的な人口の移動理由についての分析が不可欠であるが、現在、転出入した全員の移動理由を把握するための全国統一的な調査が行われていない。

全国的な人口の移動理由について分析するため、住民基本台帳法上の「転入届」や「転出届」の届出に合わせて、「移動理由」や「UI ターンの状況」を把握できるようにするなど、全国的な仕組みを構築すること。

(7) 訪日外国人旅行者の受入促進

訪日外国人旅行者を全国各地に誘導できるよう、

- ・空港ビル内等の事務所の賃借料や着陸料、グランドハンドリング（航空機地上支援業務）費用等への補助など、地方空港における国際定期路線の運休・減便の状況に鑑み、路線の維持・回復に必要な支援を引き続き行うこと。
- ・喫緊の課題となっているグランドハンドリングや保安検査の人材不足に対応するため、航空・空港人材確保等に向けた積極的な支援を行うこと。
- ・国際観光旅客税について、自由度の高い財源としてDMO（観光地域づくり法人）や広域リージョン連携を活用した広域観光施策を含む地方の観光振興施策に充当できるよう、その仕組みの検討を早期に進め、税収の一定割合を地方に配分すること。
- ・「広域連携DMO」が、将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行っていくことができるよう、現行制度に加え、地域再生エリアマネジメント負担金制度において、観光地経営の権限と財源を確保できるよう制度を改正すること。
- ・海外プロモーションの強化など経済効果の高いインバウンドの地方誘客を促進するとともに、食、文化、歴史などの地域資源を活用した多様な観光プロダクト開発等への支援など、地方の観光産業の高付加価値化に向けた取組への支援を行うこと。

- ・インバウンド需要の増加に伴い、人手不足が顕在化していることから、生産性の向上や人材確保・育成のための支援を行うこと。

令和8年5月25日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	丸	山	達	也
岡山県知事	伊	原	木	隆
広島県知事	横	田	美	香
山口県知事	村	岡	嗣	政